

議 事 調 書	
事案の表示	平成27年度第1回聖籠町総合教育会議
場 所	聖籠町役場3階 第3会議室
日 時	平成27年5月26日(火) 午前11時00分～12時00分
出席者	構成員：町 長 渡邊 廣吉 教育長 伊藤 順治 教育委員 稲田 健一 伊藤 恵美子 根津 慶幸 渡邊 あや子 事務局：総務課 課長 高橋 民男 主任 池田 洋介 主事 齋藤 桂介 子ども教育課 課長 瀬高 英輔 補佐 藤田 正之
【会議の要領】	
高橋総務課長	<p>ただ今から、第1回聖籠町総合教育会議を開催いたします。初めに、渡邊町長から挨拶を申し上げます。</p>
渡邊町長	<p>平成27年度初めてとなる聖籠町総合教育会議ということで召集させていただきました。委員各位にはお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>この4月1日から新たな教育委員会制度に基づいて、伊藤教育長を任命させていただきました。新たな体制のもと、委員の皆さまには引き続き教育行政全般にわたってご指導をお願いしたいと思います。また、これまで同様、首長と教育委員会で互いに信頼関係を構築し、きちんとした役割分担をして、今後の聖籠町の子どもたちの教育の振興・発展のために共に努力していきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。</p> <p>また、ご承知のように、新しい制度では総合教育会議を設置し、招集は町長が行うこととなっていますが、会議のルールを定めて、定期的を開催し、又はそのときの時勢に応じて対応するという会議にできればありがたいと思います。</p>

	<p>今日の議題についてもそのような趣旨を踏まえた議題となっていますので、新体制のもと、教育行政はどうあるべきかを確認しながら進めていきたいと思っていますので、よろしく願います。</p>
高橋総務課長	<p>それでは、議事に入ります。聖籠町総合教育会議設置要綱第4条第3項に基づきまして、進行を町長に願います。</p> <p>なお、本会議は原則公開であること、議事録も作成し公表することを承知願います。それでは町長、進行を願います。</p>
渡邊町長	<p>お聞きのとおり、この会議の議事の進行を務めますのでよろしく願います。</p> <p>最初に、議題1 首長と教育委員会の関係についてであります。これについては、初回の会議ということで、新しい制度に基づくお互いの立場を確認するという意味で議題とさせていただきます。</p> <p>お手元に「教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」（資料1）がございますが、これについて事務局から説明を願います。</p>
瀬高子ども教育課長	<p>まず、今回の法律改正のポイントの①としまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置するものです。これまでの旧制度では、町長が直接教育長を任命してはいませんでしたが、新制度では、町長が教育長を任命し、議会の同意を得るというものです。</p> <p>これまでは、教育委員長が教育委員会の代表であり、会議の主宰者でしたが、今回の改正により、新教育長が会務を総理し、教育委員会を代表することとなります。</p> <p>任期につきましても、今までは教育委員の一員でしたので4年でしたが、3年になります。</p> <p>第一義的な責任者が教育長であることが明確になりましたし、緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断できることとなります。</p> <p>なお、今まで教育長は、教育委員の一員でしたが、教育委員会の構成員に変わりました。</p> <p>続いてポイント②としまして、教育長のチェック機能の強化と会議の透明化ということで、新教育長の判断により教育委員への迅速な情報提供や会議の招集ができるということになります。</p>

したし、教育委員によるチェック機能の強化ということで、教育委員の3分の1以上からの請求がある場合には、会議を招集しなければならないこと、教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定されました。そして、先ほど話がありましたように会議の議事録の作成・公表をすることになります。そういったことを含め、教育委員会の審議の活性化が期待されるところであります。

続きましてポイント③、すべての地方公共団体に、今開催しています総合教育会議の設置が義務付けられています。総合教育会議については、総務課が事務局となりますが、教育委員会も事務局の一員となっております。

町長が招集して、教育委員の皆さん、教育長が一同に会して、年に数回、今後の町の教育行政をどう進めるか、予算の執行などについて審議または協議し、調整を行う場となります。

最後に、ポイント④、教育に関する大綱を町長が策定することになります。

本町においては、総合計画を策定しておりますが、総合計画を大綱に代えるということで進んでおります。現在、第4次の総合計画であり、基本構想、基本計画からなっておりますが、その基本計画の前期計画が平成27年度で終了します。平成28年度から32年度までの5年間の後期基本計画を今年度策定します。その中で、教育に関する部門の審議会の委員の方で部会が設置され、その部会に子ども教育課の課長補佐が事務局員として参加しますので、皆さまから出た意見をそこで反映し、大綱に代えることを前提として、基本計画を審議し、策定することになります。

以上、雑駁ではありますが、議題1の説明を終わります。

渡邊町長

ありがとうございました。新制度の概要について説明がありましたが、新制度における改革の要旨を確認させていただきたいと思えます。

資料1の中面にあるように、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化するということが、これまでの教育委員会の課題に対する改革の趣旨であります。

	<p>そして、政治的中立性の確保ということで、教育委員会は引き続き執行機関であるということ、総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているということをご理解いただければと思います。</p> <p>そして、資料1表面にありますように、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることが基本であります。</p> <p>それでは、委員の方々、ご意見等ありますでしょうか。</p>
根津教育委員	<p>一つよろしいでしょうか。事務局から説明があったポイントの4点目ですが、町としては、大綱を基本計画に代えるということですが、今までは教育委員会が総合計画に対して意見をすることがあったのかどうかということと、今後はどのように関わっていくのかということをお教えいただきたいと思っております。</p>
渡邊町長	<p>基本的には、現行の教育委員会制度の中でも、教育行政に係る基本方針を定める大綱は首長が定めることとなっておりますが、ほとんどの自治体で、総合計画という最も基本的な計画の中で教育行政に関する施策が位置づけられており、それをもって大綱としています。</p> <p>その点については、議題3の中で議論したいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
根津教育委員	<p>はい。</p>
渡邊町長	<p>ほかにどうでしょうか。</p> <p>ないようですので、議題1については、そのように確認をさせていただきます。</p> <p>次に、議題2 聖籠町総合教育会議設置要綱についてですが、事務局から説明をお願いします。</p>
高橋総務課長	<p>聖籠町総合教育会議設置要綱ということで5月19日に告示しております。</p> <p>(資料により説明)</p>
渡邊町長	<p>この設置要綱に基づいて、会議を開催してまいりたいと思っております。この中で一番重要なのは、第4条にあります。会議は、</p>

伊藤教育長	<p>町長が招集し、あらかじめ協議及び調整事項、会議開催の日時及び場所を教育委員会に対して通知する。(第2項)教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができるものとしています。</p> <p>この要綱に基づいて確認したいのは、年にどの程度開催すべきかということです。</p> <p>私はできれば、教育現場では3学期制となっていますので、各学期はじめに、年3回くらいが良いのではないかと思いますのでいかがでしょうか。</p> <p>原則年3回程度というのはよろしいかと思いますが、次年度の予算に関わることも、その3回の中で議論いただけるのでしょうか。</p>
渡邊町長	<p>それは当然です。要綱第4条第2項に教育委員会側から会議の招集を要請することもできるとありますし、社会情勢に応じて、または緊急時など必要に応じて開催させていただきたいと思っておりますが、定期的な開催としては3回程度ということではないでしょうか。</p> <p>開催日は、教育委員会の開催日に合わせるという方法もあるかと思っております。</p>
稲田教育委員	<p>開催回数にはこだわらないのですが、総合教育会議というものが開催されることになった原因の一つには大津の事件があると思っております。教育委員会の対応が不十分だったということで、スムーズな対応ができる、行動する教育委員会が求められていますので、開催回数にはこだわらず、教育現場や町民の要望に応じて適宜開催するということがよいのではないのでしょうか。</p>
渡邊町長	<p>稲田委員の発言の趣旨はごもっともであります、教育現場を取り仕切る教育委員会の中で、その点を發揮していただければありがたいと思っております。総合教育会議は、首長と教育委員会との会議の場でありますので、教育委員会の中で出た課題や意見等を提案していただいたり、予算について協議する場です。これまでは年1回程度でしたが、よりお互いに身近な関係にということで年3回程度開催すれば色々な課題を共有できるのではないかと思います。</p>

	<p>議題2についてはよろしいでしょうか。</p> <p>次に議題3 教育方針（教育振興計画・基本構想の策定）についてですが、現状では、教育方針について改まった計画は策定しておらず、町の総合計画の中で教育方針について定めていますし、教育委員会では、文科省の様々な指示事項を踏まえた計画をガイドラインとして定めて運用しています。</p> <p>今後、新しく町の教育方針を定める大綱を策定する必要があるか、または、今まで通り総合計画の中に位置付けていくのか、どちらが良いでしょうか。</p>
伊藤教育長	<p>私としては、町の総合計画の中に教育の基本構想が打ち出されていますので、あまりいろいろなものを作るよりは、総合計画に代えるということをお願いできればありがたいと思います。</p>
渡邊町長	<p>私としても、新たに大綱を策定することにこだわることはないと思います。現在の総合計画においても、教育委員会の方向性がそのまま反映されていると思いますので、それでよいかと思えます。</p> <p>それでは、意見が一致したようですので、議題3についてはよろしいでしょうか。</p> <p>次に、議題4 総合教育会議における協議内容についてですが、これまでの議題1から3までの議論において、自然と見えてくるような気がしますが、基本的には、年3回程度開催することですので、その時々課題に添って、または、私の方で議題があれば教育長と協議した上で挙げさせていただきたいと思えますし、緊急の必要があれば、随時会議を開催して迅速な対応をしていきたいと思えます。仮に議題が何もなくとも意見交換ということでもいいのではというような感じもします。</p> <p>それでは最後になりますが、議題5 聖籠町有識者会議の設置についてです。これは私の提案ですが、総合教育会議は教育委員会と町長の言わば執行者側の会議です。よって、民意をどう反映させるかということですが、総合計画では、町民や有識者の方から委員になっていただいています。しかし、教育においては、様々な団体がありますが、それらが一同に会して問題提起をするような場がないのではないかと考えています。例えば小学校のトイレが使いづらいので直して欲しいですとか、そういった教育現場の声が届きづらい現状にあるので、色々な組</p>

	<p>織、団体の方々に有識者会議に入ってもらって意見交換をしてもらい、提言してもらいたいと思っています。</p> <p>それでは、具体的にどういうものなのか案を説明してから、ご判断いただきたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。</p>
高橋総務課長	<p>それでは、お手元に「聖籠町有識者会議設置要綱（案）」（資料4）をお配りしておりますので、ご覧ください。</p> <p>（資料により説明）</p>
渡邊町長	<p>会議の構成員は、要綱第2条第2項各号に掲げているとおりでありますが、そのほか、必要に応じて教育委員の皆さまに参加していただくようなこともあるかと思います。</p> <p>それは、要綱に規定しなくても可能ということですね。</p>
高橋総務課長	<p>構成員ということであれば、要綱第2条第2項6号に該当するかと思います。</p>
伊藤教育長	<p>私なりに整理をしますと、今回の法改正による町長と教育委員会の関係においては、引き続き教育委員会に執行権は残り、政治的中立性も担保されるということであれば、教育委員会の委員は有識者会議には入らない方がよいと思います。オブザーバーとして参加することはあっていいと思いますが、設置の趣旨からすればその方がよいかと思います。ただ、教育委員会の権限に関するものは、必ず協議をしていただくという前提であればですが。</p>
渡邊町長	<p>事務局に聞きますが、教育委員の皆さんにオブザーバーとして参加していただくのは可能ですか。</p>
総務課・齋藤主事	<p>オブザーバーとして会議に参加することは、要綱上はこのままで問題ありません。</p>
渡邊町長	<p>それでは、基本的には教育委員は構成員に入らず、必要に応じてオブザーバーとして参加してもらおうということでしょうか。</p>
根津教育委員	<p>有識者会議に関わる様々な意見を、町長はもちろん、教育委</p>

	<p>員も聞かせていただいた方がよいのかどうか。構成員としてではなく、会議で出る色々な意見を聞かせていただくという立場で、教育委員の代表がそこに参加するというのもあってもよいのではないかと思います。</p>
渡邊町長	<p>それでは、教育長と教育委員の代表1名に構成員に入っていていただくということでいかがでしょうか。</p>
稲田教育委員	<p>この有識者会議は、町長が情報を集め、考えをまとめるための会議ですので、教育委員は入る必要はないのではないのでしょうか。有識者会議は、あくまで町長が地域の意見を吸い上げるものであり、総合教育会議において町の教育行政に関することを決めるわけですので、総合教育会議という協議の場がある私ども教育委員としては、有識者会議に関わる必要はないと思います。</p>
渡邊町長	<p>有識者会議は、基本的には諮問に対して答申したり、何かを決定する場ではありません。色々な提案は出るかもしれませんが。</p> <p>それでは、基本的には教育委員は構成員には入らず、必要に応じて、教育長や教育委員の方に関係者として参加してもらうということでよろしいでしょうか。</p> <p>会議の開催については、年2～4回程度ということで考えています。</p> <p>議題5についてはよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。今日の議題は以上であります。</p> <p>最後であります、そのほか何かありましたらお伺いしたいと思います。</p>
伊藤教育長	<p>根津委員が話されたように、総合計画の途中経過についても、教育委員会に報告をするということも大事なことだと思います。</p>
渡邊町長	<p>総合計画の審議過程については、教育委員会に報告し、確認させていただきます。最終的には、町長が答申を受けたものを、総合教育会議に提案し、必要があれば修正するということになるかと思います。</p> <p>総務課長、総合計画はそのようなことでよろしいですか。</p>

高橋総務課長	<p>総合計画の事務局には、子ども教育課長、社会教育課長、図書館長が入っておりますので、教育委員会事務局も承知していることと思います。</p>
瀬高子ども教育課長	<p>当然、そこで出た意見は、私どもが定例の教育委員会で状況を報告したいと思っております。</p>
渡邊町長	<p>はい。分かりました。</p> <p>それでは第1回目の総合教育会議ということで、今後の方向性について議論させていただきました。教育委員の皆さまには、これからも忌憚のない意見を頂戴しながら、聖籠町の教育の発展にご尽力いただきたいと思います。</p> <p>以上で本日の会議を終了したいと思います。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(終了)</p>